

財務省告示第三百二号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に  
 規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却  
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示  
 する。

平成十八年八月一日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合 計	個人向け利付 国債（変 動・十年 ）	個人向け利付 国債（固 定・五年 ）	国債の名称	記号
	第十三回	第一回		
円百八 四億 十五 一千 万二	円百四 九億 十四 五千 万四	十四 六億 七 百 四	総額 面金 額の	
円千四八 六十億 百四五 十万千 九四百	十九百四 五千五億 九十四 百四千 六万四 円	円六十四 百九億 五万六 十四百 四千八	総買 入価 額の	